

平成25年定例会 予算決算常任委員会
戦略企画雇用経済分科会
提出資料

◎ 議案説明事項

(平成25年度補正予算関係議案)

議案第145号 平成25年度三重県一般会計補正予算(第6号)

人事委員会事務局	1頁
監査委員事務局	2頁
出納局	3頁
議会事務局	4頁

◎ 所管事項

平成26年度当初予算要求状況について

人事委員会事務局	5頁
監査委員事務局	6頁
出納局	7頁

『平成25年度債権処理計画(目標)』の目標額の確認について

出納局	8頁
-----	----

平成25年12月11日

人事委員会事務局

監査委員事務局

出納局

議会事務局

議案第145号 平成25年度三重県一般会計補正予算(第6号)について

人事委員会事務局

議案第145号 平成25年度三重県一般会計補正予算(第6号)における人事委員会事務局関係について説明いたします。

歳出ですが、第2款 総務費、第9項 人事委員会費、第1目 人事委員会費において、人件費等の精査により758万2千円の減額補正を行おうとするものです。

人事委員会事務局関係 平成25年度一般会計補正予算(第6号) 一覧表

【 歳出 】

(単位：千円)

区分	補正前の額	補正額	計
総務費	112,037	△7,582	104,455
調査費	1,261	—	1,261
試験実施費	8,676	—	8,676
審査費	378	—	378
人事委員会費 計	122,352	△7,582	114,770

議案第 145 号 平成 25 年度三重県一般会計補正予算 (第 6 号) について

監査委員事務局

監査委員事務局関係として提出しました議案第 145 号「平成 25 年度三重県一般会計補正予算 (第 6 号)」について、その概要を説明いたします。

今回の補正は歳出予算の、第 2 款 総務費、第 10 項 監査委員費、第 1 目 監査委員費におきまして、人件費等の精査により 1, 326 万 7 千円の減額補正を行おうとするものです。

その内訳は、監査委員及び事務局職員の人件費が 1, 410 万 3 千円の減額、監査業務に必要な事務費が 83 万 6 千円の増額であります。

監査委員事務局関係 平成 25 年度一般会計補正予算概要

【 歳出 】

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額 (第 6 号)	計	説 明
第 2 款 総務費 第 10 項 監査委員費 第 1 目 監査委員費	230, 106	△13, 267	216, 839	人件費 △14, 103 事務費 836

議案第 145 号 平成 25 年度三重県一般会計補正予算（第 6 号）について

出 納 局

議案第 145 号 平成 25 年度三重県一般会計補正予算（第 6 号）における出納局関係について説明いたします。

はじめに、歳出ですが、第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費において、職員の人件費 649 万 7 千円の増額補正、第 9 目 会計管理費において、入札差金等 1,211 万 5 千円の減額補正を行おうとするものです。

次に債務負担行為ですが、財務会計システムにおける機器更新及び運用支援に係る契約等、平成 26 年度当初から事業を実施する必要があるものについて設定しようとするものです。

出納局関係 平成 25 年度一般会計補正予算（第 6 号）一覧表

【 歳 出 】

(単位：千円)

歳 出 内 訳 (科目・事業名)	補正前の額	補 正 額	計
一般管理費	367,315	6,497	373,812
出 納 給 与 費	367,315	6,497	373,812
会計管理費	286,133	△12,115	274,018
一般会計管理費	141,915	—	141,915
財務会計運用費	131,818	△10,524	121,294
公用車管理費	12,400	△1,591	10,809
計	653,448	△5,618	647,830

【 債務負担行為 】

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
財務会計システムにおける機器更新及び運用支援に係る契約	平成 25 年度～ 平成 31 年度	384,958
財務会計システムの消火設備等保守・警備に係る契約	平成 25 年度～ 平成 26 年度	639
財務会計システムの消火設備等賃貸借に係る契約	平成 25 年度～ 平成 26 年度	44
コーポレートカード利用に係る契約	平成 25 年度～ 平成 27 年度	130

議案第 145 号 平成 25 年度三重県一般会計補正予算（第 6 号）について

議会事務局

議案第 145 号 平成 25 年度三重県一般会計補正予算（第 6 号）における議会事務局関係の内訳について説明いたします。

まず、歳出につきましては、議会費におきまして、県の厳しい財政状況を考慮し、2 月定例会月会議で議決されました「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の一部改正に基づく議員報酬 3,908 万 7 千円の減、同じく「三重県政務調査費の交付に関する条例」の一部改正に基づく政務活動費 3,960 万円の減、委員会運営に係る経費 391 万 1 千円の減など合わせて 8,894 万円を減額しています。

また、事務局費におきまして、事務局職員の人件費 1,432 万円を増額しています。この結果、議会費及び事務局費を合わせて、差し引き 7,462 万円を減額計上しております。

また、債務負担行為につきましては、議会電波広報事業委託に係る平成 26 年度分の契約を締結するにあたり、本年度内に契約事務の遂行が必要となることから設定しております。

平成 25 年度 議会事務局関係補正予算一覧表

(単位：千円)

事業目	補正前の額	補正額 (第 6 号)	補正後の予算額
議会費	1,264,597	△ 88,940	1,175,657
事務局費	321,003	14,320	335,323
議会費計	1,585,600	△ 74,620	1,510,980

平成26年度当初予算要求状況について

人事委員会事務局

1 予算要求状況

(単位：千円)

番号	名 称	26年度要求額
基本事業2	勤務条件の確保と職員の採用	15,582
その他		100,696
	合 計	116,278

2 主な事業

試験実施費【基本事業名：50002 勤務条件の確保と職員の採用】

予算額：(25) 8,676千円 → (26) 8,451千円 (△225千円)

事業概要：県行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、柔軟で多様な採用試験制度を構築し、複雑化、多様化、高度化する職務に対応できる多様で有為な人材の確保に取り組みます。

3 事業の見直し

廃止、休止、リフォーム事業は、それぞれ該当ありません。

平成26年度当初予算要求状況について

監査委員事務局

1 予算要求状況

(単位：千円)

番号	名 称	26年度要求額
基本事業3	監査評価の充実	10,434
その他		209,023
	合 計	219,457

2 主な事業

監査委員事務局事務費【基本事業名：50003 監査評価の充実】

予算額：(25) 10,692千円 → (26) 10,434千円 (△ 258千円)

事業概要：県の行財政が適正に運営されるよう、定期監査、決算審査、財政的援助
団体等監査などを行います。

3 事業の見直し

廃止、休止、リフォーム事業は、それぞれ該当ありません。

平成26年度当初予算要求状況について

出 納 局

1 予算要求状況

(単位:千円)

番号	名 称	26年度要求額
行政運営4	適正な会計事務の確保	674,760
その他		386,122
	合 計	1,060,882

2 主な事業

- ① 会計支援事業【基本事業名：40401 会計事務の支援】
予算額：(25) 38,290千円 → (26) 38,220千円 (△70千円)
事業概要：各所属で処理する会計事務が適正に行われるよう、検査、相談、研修などの会計支援を行います。
- ② 電子調達システム管理事業【基本事業名：40401 会計事務の支援】
予算額：(25) 37,248千円 → (26) 145,831千円 (+108,583千円)
事業概要：入札事務の効率化・負担軽減を図るため、物件等電子調達システムを運用するとともに、次期システムの物件等部分を構築します。
- ③ 出納管理事業【基本事業名：40402 公金の適正な管理】
予算額：(25) 103,525千円 → (26) 102,088千円 (△1,437千円)
事業概要：資金の安定的な確保と安全で有利な運用を行うとともに、公金収納を迅速・正確に行うために指定金融機関等の検査・指導を行います。
- ④ 財務会計管理事業【基本事業名：40402 公金の適正な管理】
予算額：(25) 94,570千円 → (26) 376,221千円 (+281,651千円)
事業概要：財務会計システムの機器等のリース契約期間満了により更新を行うことで、安定稼働を確保し、会計事務が迅速かつ正確に執行できるよう支援します。

3 事業の見直し

廃止、休止、リフォーム事業は、それぞれ該当ありません。

様式(目標2)
平成25年度 債権処理計画(目標・総括票)

1 部局長等名	出納局長
2 取りまとめ担当課名	出納総務課

滞納債権の現状
3 平成25年度目標

債権の性格	種別	A 平成24年度末		B 平成25年度目標 (25年度発生分を除く。)			C 平成24年度実績 (24年度発生分を除く。)		主な債権
		未済額	未済件数	処理額	処理件数	回収率・整理率	処理額	処理件数	
						前年比 B/C(%)			
3-1 強制徴収 公債権	回収			円	件	回収率		円	件
	整理			円	件	整理率		円	件
	計			0円	0件	処理率		0円	0件
3-2 非強制徴収 公債権	回収			円	件	回収率		円	件
	整理			円	件	整理率		円	件
	計			0円	0件	処理率		0円	0件
3-3 私債権	回収			1,200,000円	0件	回収率	333.3	360,000円	0件
	整理			0円	0件	整理率		0円	0件
	計	6,520,000円	1件	1,200,000円	0件	処理率	333.3	360,000円	0件
合計	回収			1,200,000円	0件	回収率	333.3	360,000円	0件
	整理			0円	0件	整理率		0円	0件
	計	6,520,000円	1件	1,200,000円	0件	処理率	333.3	360,000円	0件

様式(目標1)

平成25年度 債権処理計画(目標・個票)

1 債権名	損害賠償金弁償金
2 債権の性格	私債権
3 債権の概要	トナー納入業者が模造品を納入したことによる損害賠償請求訴訟における和解金
4 滞納となった要因等	和解金については、和解条項により複数年度にわたり分割された金額を毎月納付してもらいが、和解金金額を一括調定していることから、「分割納付の期限が未到来の金額」が未収金として計上されていることによる。
5 部局長等名	出納局長
6 所管課等名	会計支援課

7 取組方針	和解条項に基づく毎月の納付が、確実に履行されるよう、債権の管理を行う。
--------	-------------------------------------

滞納債権の現状

8 平成25年度目標

債権の性格	種別	A 平成24年度末	B 平成25年度目標 (25年度発生分を除く。)			C 平成24年度実績 (24年度発生分を除く。)	備考
		未済額	処理額	回収率・整理率		処理額	
		未済件数	処理件数		前年比 B/C(%)	処理件数	
8-1 強制徴収 公債権	回収		円	回収率		円	
	整理		円	整理率		円	
	計	円	0	円		0	円
8-2 非強制徴収 公債権	回収		円	回収率		円	
	整理		円	整理率		円	
	計	円	0	円		0	円
8-3 私債権	回収		1,200,000	円	回収率 333.3	360,000	円
	整理		0	円	整理率	0	円
	計	6,520,000 1 件	1,200,000	円	333.3	360,000	円
合計	回収		1,200,000	円	回収率 333.3	360,000	円
	整理		0	円	整理率	0	円
	計	6,520,000 1 件	1,200,000	円	333.3	360,000	円

未収金対策（損害賠償金弁償金）の状況について

1. 未収金の概要

三重県が単価契約をしていたトナー・カートリッジ(NEC 製)について、契約の相手方が模造品を本県に納入したことによる損害賠償金弁償金です。

平成 22 年 9 月 13 日に津地方裁判所へ損害賠償請求訴訟を提起し、その後 9 回の口頭弁論を経た後に、平成 23 年 12 月 12 日に相手方との訴訟上の和解が成立しました。

和解条項の概要は次のとおりです。

①相手方は県に対し、700 万円を次のとおり分割して、所定の指定金融機関等に納付する方法により支払う。

- ・平成 23 年 12 月から平成 25 年 3 月まで毎月月末限り 3 万円ずつ
- ・平成 25 年 4 月から平成 30 年 8 月まで毎月月末限り 10 万円ずつ
- ・平成 30 年 9 月末日限り 2 万円

②相手方が前項の分割金の支払を 2 回怠ったときは、当然に期限の利益を失い、総額 1,098 万円及びその残金に対する支払済みまで年 5%の遅延損害金を支払う。

2. 債務者

債務者は本件訴訟の被告となった法人と個人（同法人の代表者）であり、連帯して支払義務があります。

3. 平成 24 年度末（未済額）の状況

和解条項に従い、700 万円について、平成 23 年度分は、平成 23 年 12 月分から平成 24 年 3 月分までの 4 ヶ月分で月額 3 万円として 12 万円の納付がありました。

また、平成 24 年度分は、平成 24 年 4 月分から平成 25 年 3

月分までの 12 か月分で月額 3 万円として 36 万円の納付がありました。

これにより、平成 23 年度及び 24 年度の納付済累計額は 48 万円となり、平成 24 年度末の未済額は、700 万円から 48 万円を差し引いた 652 万円でした。

4. 平成 25 年度（処理額）目標

和解条項により平成 25 年度からの納付額は月額 10 万円となることから、12 か月分として年額 120 万円と設定しています。

5. 現在の状況

平成 25 年 4 月分は 10 万円の納付がありましたが、平成 25 年 5 月 21 日付けで債務者（個人）の代理人弁護士から自己破産の申立てを行う予定である旨の通知があり、平成 25 年 5 月以降納付が滞っています。このため、債務者（法人及び個人）に督促状を送付しています。

和解条項により、納付が 2 回滞った場合に当然に期限の利益を失い、1,098 万円を支払うとされていることから、未済額は納付済累計の 58 万円を差し引いた 1,040 万円及びその遅延損害金となっています。

なお、個人の自己破産及び法人の破産手続きにかかる申立書が裁判所に提出されています。

6. 今後の対応

今後、債務者の代理人弁護士等を通じ状況の把握に努め、法令等に沿った対応を行っていきます。